

三浦市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の内容

この事業は、高齢者の方が「住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる」よう、地域全体で高齢者の方を支える取り組みです。

総合事業には、要支援の認定を受けている方や基本チェックリスト(介護予防の質問票)で事業対象者になった方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方すべてが利用できる「一般介護予防事業」があります。



介護予防・生活支援サービス事業

- 【対象者】 ①要支援1・2の認定を受けている方
 ②基本チェックリスト(25項目の質問票)により事業対象者となった方
 ③要介護1～5の認定を受けている方(第1号事業の利用継続を希望する方のみ)

【受けられるサービス】

※地域包括支援センターによる、サービスの利用調整が必要です。

事業名	内 容	
訪問型サービス	ヘルパーによる訪問 (自己負担あり) ※6 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 従来の介護保険サービスと同様の、ホームヘルパーによる掃除・洗濯などの日常生活上の支援 市の指定を受けている事業所が行います。
	専門職による訪問(無料) ※6 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 体力やお口の健康状態などを改善するための、専門職(歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、保健師)による支援 利用期間の目安は、3～6か月程度 市が直営で行います。
通所型サービス	デイサービス (自己負担あり) ※6 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 従来の介護保険サービスと同様の、通所介護施設における入浴や食事などの日常生活上の支援(デイサービス) 市の指定を受けている事業所が行います。
	教室 (無料)	<ul style="list-style-type: none"> 足や腰などを元気にしたり、栄養やお口の健康状態の改善を目的とした教室 運動指導、介護予防の講話など実施 利用期間の目安は、3か月～6か月程度
生活支援サービス	配食サービス (自己負担あり) ※7 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 栄養改善や安否確認(声かけ)を目的とします。 ※対象者や利用の要件あり

※ () は、利用者が負担する料金です。

一般介護予防事業

- 【対象者】 ①65歳以上(第1号被保険者)のすべての方
 ②介護予防の支援のための活動に関わる方(ボランティアなど)

【事業内容】

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	脳健康教室 (教材費 1,500 円/月) ・簡単な「読み書き」「計算」や「すうじ盤」を使用して、認知症予防等に取り組む教室 ◇市内2会場で週1回開催/6か月コース/介護予防サポーターによる支援あり
	いきいきシニア講座 (無料) ・ストレッチ体操教室やフレイルチェックなど、介護予防に関する内容の教室 ◇年3回程度開催
	介護予防に関する周知 ・介護予防に関するチラシの作成と配布、イベントでの情報発信など
地域介護予防活動支援事業	元気アップ教室 (無料) ・介護予防に関する講話や運動指導、体力測定等により、高齢者グループの介護予防への取組を支援 ◇市内13会場で週1回開催/会場によっては、運動強度別の2クラスを開催/講師は、健康運動指導士、歯科衛生士、栄養士など
	ふれあいサロン事業 (原則無料、ただし材料費等の実費負担あり) ・気軽に集い、会話を楽しんだり、健康づくりや介護予防に取り組むこともできる場所を開設 ◇市内各会場で月3回開催/保健師や看護師による健康チェックあり
	ボランティアの育成・活動支援 ・高齢者の介護予防を支援するボランティアを育成し活動を支援 ◇介護予防サポーター養成講座(2日間コース) ◇傾聴ボランティア養成講座(4日間コース)
地域リハビリテーション活動支援事業	・主に65歳以上で構成されている自主活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職を派遣

※ () は、参加者が負担する参加費です。

サービスを利用する上での注意点



① 要支援1・2の認定を受けている方	◇総合事業だけではなく、介護保険サービスも利用することができます(一部除外あり)。 ◇地域包括支援センターによる、サービスの利用調整が必要です。
② 事業対象者の方	◇総合事業を利用することはできませんが、介護保険サービスを利用することはできません。介護保険サービスを利用したい場合は、介護認定を受ける必要があります。 ◇地域包括支援センターによる、サービスの利用調整が必要です。
①②以外の65歳以上の方	◇総合事業のうち、一般介護予防事業を利用することができます。